

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成16年11月29日(月)に開催された第3回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

- 1 日 時 平成16年11月29日(月)午後2時00分～午後4時30分
- 2 場 所
民事模擬裁判
静岡地方裁判所6号法廷
意見交換
静岡地方裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員)
天野嘉之, 綾部美知枝, 大坪 檀, 佐藤エイ子, 塩沢忠和, 志田 洋, 谷川
治, 富越和厚, 橋本嘉一, 望月 浩, 渡邊高秀(敬称 略)
- 4 議事
民事模擬裁判
意見交換(発言内容の要旨は別紙のとおり)
- 5 次回委員会の開催予定日
各委員の都合を確認して後日調整する。
なお, 開催月は平成17年5月ころとする。
- 6 閉会后, 委員長による報道記者レクチャー(所長室)

(別紙)

意見交換の要旨

委員の皆さんに体験していただいた民事模擬裁判のシナリオは、高校生向けに準備したもののだが、こうした模擬裁判の在り方などについて御意見を伺いたい。

教育的な観点から、模擬裁判を通して、例えば「書類にハンコを押さなくても、口頭だけで契約は成立するよ。こういうことになると、紛争になるよ。」と教えることで、紛争は減るし、慌ただしい社会にならないと思う。

これまでの裁判所の広報は、プレス向けの広報と専ら手続きに関する広報であった。法律の考え方や内容に関する広報は、資格を持たない裁判所の職員が立ち入ることに抵抗があった。

裁判所の本務は紛争解決だが、法学教育的な広報活動を通して紛争が減るなら、むやみに教育に立ち入るのは問題だが、法学教育的な効果も実現していければ良いと思う。

法曹三者で一体になってやっていかないと大変ではないかと思う。

例えば、契約で消費貸借契約とか、自分が住む地域社会に密接な事柄等について、権利行使の仕方を教えるのが法教育である。日本の小中学校では、とかく裁判所の仕組みとか知識の話になってしまうので、やるとしたら、権利の主張はどういう方法で行うとか、対立が生じたときに意見を調整する議論の仕方などを教えるのが良いのではないか。

我が国では、小学校6年生になって歴史を学び、6年生の後半になって権利や政治の仕組みの授業があるが、歴史の授業に時間を費やしてしまうため、瞬間的に終わってしまう。社会科専属の教員ばかりではないので、教員に対する研修にも目を向けるべきだろう。

日本人は言葉だけを信用して取引をすることが多く、後で問題が起きると損失や取引関係を修復できないことになる。近ければ近い関係にあるほど、

信用することが大切であるが、契約書を作成することの大切さをも教えていかなければならないと思う。

学校教育の中で、裁判所の持つ意味が大きくなっていくと思う。

ただし、今回のシナリオでは、親の借金を子が連帯保証するという関係が出てきたのが気になった。他人にした方がよいのではないか。

法教育はコミュニティの中の付き合い方にも影響する。利害の対立について通常は善意で解決していることが多く、法的にはこうなるという知識があればそれに従うからトラブルにならないこともあるのではないか。

アメリカで行われている法教育のように、自分の要求をどういう形で相手に申し入れするかというのが重要ではないか。議論の根底にあるのは人権であるということを、ディベートを通して小中学生に教えてはどうか。

社会人でも、従業員が社長からハンコを書類に押せと頼まれたら、断り切れない。

いやなものはいやと断る議論の仕方を知らないからだと思う。

法教育というと固い感じがして入っていけない。むしろ今の生活の中の話題をテーマにして、教育していったらどうか。

シナリオについては、今の子はあまり考えずに、言われたことはすぐに行動するので、「書類には安易に判を押してはいけない。」ということをはっきりと書いた方がよいのではないか。

NPO団体や文科省が法教育を担うべきであって、裁判所は法教育の主役にはなり得ないと思う。

スタッフも限られていて裁判所も大変だから、直接裁判所が出て行くより、法人等の団体に委託する形でやる方がよいのではないか。

模擬裁判を行う場合に、弁護士、裁判官、書記官などそれぞれの配役の説明を分かりやすくした方がよい。また、内容は、生活に密接に関係する事柄に関する法律の紹介が社会には必要だと思う。

日本だと周りと協調してやっていきましょうといったベースがあり，そこにディベートを持って来ると，相手を言い負かすという面ばかりが強調されてしまう。どういう方法で持っていくかが難しい。議論のポイントとして，お互いの立場を考えましょう，約束を守りましょうと言う形で持っていくことになる。

学生と話をしていると，「なぜ裁判は傍聴できるのか。」と聞かれることがある。法律の基礎的な知識がない。裁判員制度が始まるのであれば，一般の人は，基本的なことをきちんと教わっていないから，本当の意味の法教育を中教審等で議論していかなければならない。

高校の教科書を調べてみたところ，かなりレベルが高く難しい言葉が並んでいるが，例えば国民主権という言葉の暗記するだけになってしまっている。大切なのは，それが自分達の生活のなかで，どのように関わっていくのかということを理解させることであると思う。

例えば「争いを解決するのであれば，相手の意見を良く聞いて，密室ではなく公開で，公正に手続が行われなければならないのですよ。」ということをして，日本の社会や学校できちんと教えていない。

基本的なルールや，その運用の仕方を教える必要がある。

裁判所が教えるのは無理だと思う。例えば，手紙をどういうふうに行けば，相手に伝わるか，抗議の仕方はどうするかといった実用教育を教育機関でやっていない。模擬裁判では来てやってくれた参加者が，その周囲の人たちにも伝播してくれることを期待するしかないと思う。

テレビで「行列のできる法律事務所」や法律相談の番組の人気の高い。一般の人は法律について知らないけれども，これらの番組は一般の人でも理解できるように分かりやすくやっている。基本的には法律問題についての国民の関心は高いといえる。また，裁判員制度のことを小耳に挟んで新聞に掲載されている「法律一口メモ」などをスクラップしている人も多い。そうする

と、どういふ方法で法律に目を向かせていくかという仕掛けを考えていけばよいのではないか。さらに子供のころから、例えば、命の重さについて、それがどうして大切なのかといった形で、中身を広報していくことが必要だと思う。

裁判所は敷居が高いというイメージがある。公務員には限界があって弁護士や民間で出前講演をやる方がよい。

県の広報を経験したが、県民に身近な福祉のことでさえ目を向けようとしていないのだから、一般の人からは遠い存在である裁判所の固い話は無理だろう。法理論よりも、むしろ、社会や人間の営みに法律がどう関わるかという教育からやっていかないと一般国民の関心を引きつけられないのではないかと思う。

裁判員制度に関して、法律は成立したが、まだまだこれから決めなければならないことがたくさんある状態である。その中で裁判所はどういった広報をしていくか考えている。

今回は、裁判員制度の説明をさせていただき、国民に理解していただくためには、どんな方法が考えられるかなどといったテーマを考えているが、その方向で差し支えないか。

裁判員制度をテーマにするなら、裁判所サイドだけではなく、検察官がどんな悩みや考えを持って裁判員制度に臨もうとしているのかも紹介してもらいたい。